

「意思の表出」の議決に関する主な選択肢

資料9

平成29年3月7日
日本学術会議事務局 企画課

		意思の表出案を 審議した会議体	提案者	説明者	付議	議決する 会議体
案1	声明 ・ 報告	検討委員会	杉田委員長	杉田委員長	大西会長	幹事会
案2	声明	委員会の検討に基づき幹事会が審議	幹事会議長である 大西会長	杉田委員長 【注】	大西会長	総会
	報告	検討委員会	杉田委員長	杉田委員長	大西会長	幹事会 (総会期間中の 幹事会?)

○以上はあくまで例であり、規定上はその他にも選択肢が存在。

【注】意思の表出案の実質的な作成者が、規定上は「提案者」になることができない場合(委員会下部の分科会長である場合等)、その者が「説明者」になることが通例としてある。なお、規定上は「説明者」について、役割等が定められている訳ではない。

【参考】過去の「意思の表出」の議決手続き(例)

- 意思の表出の案の「提案者」は、意思の表出の案を審議した会議体の長が担うのが通常。
 ○総会に議案を提出できるのは「会長」又は「副会長」又は「30人以上の会員」(日本学術会議細則)。

議決時期	声明等の名称	声明等を審議した 会議の名称	声明等の 提案者	議決した 会議
平成18年	声明「科学者の行動規範について」	科学者の行動規範に関する検討委員会	委員長 兼副会長	総会
平成19年	声明「博物館の危機をのりこえるために」	学術・芸術資料保全体制検討委員会	委員長	幹事会
平成20年	声明「日本学術会議憲章」	憲章起草委員会	委員長 兼副会長	総会
平成21年	要望「宇宙科学推進に関する要望」	物理学委員会	委員長	幹事会
平成22年	提言「日本の展望－学術からの提言2010」	日本の展望委員会	委員長 兼会長	総会
平成22年	勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」	幹事会（日本の展望委員会の検討に基づき、幹事会で審議）	会長 ※幹事会の議長	幹事会
平成25年	声明「科学者の行動規範-改訂版-」	日本学術会議改革検証委員会(下部の分科会で審議し、委員会を取りまとめ)	委員長 兼会長	幹事会

※平成17年以降の学術会議が表出主体である意思の表出(勧告、要望、声明等)の全てを記載。
 加えて、委員会等が表出主体である意思の表出(提言・報告等)のうち、総会で議決した1件(日本の展望)を記載。